

受付番号 第 号
2009年6月11日
時 分

山県市議会議長 様

山県市議会議員
寺町知正 印

一般質問通告書

下記のとおり質問したいので、通告します

質問番号 2番 答弁者 総務部長

質問事項 行政処分や公権力の行使に関する市及び市職員の認識と意識

《質問要旨》 役所(行政庁)は住民(国民)に対して「処分その他公権力の行使に当たる行為」(行政不服審査法第1条)をする権限がある。

その権限が行使されるのは、市のレベルでは、それぞれの個人(や世帯)の税金の額や水道・下水、その他の使用料、国保料などのお金にかかわること、体育館や公民館など使用を許可したりの施設などの利用にかかること、民間の私的な行為に関する許認可などなど、いろんな場面がある。

他の自治体の例では、税金の金額の間違いとか、許可申請に対して不許可にするとか、市民(国民)に「不利益を与える」処分や行為がされることもある。

ともかく、行政のすることに納得できない感情をいただく市民の話を時折を聞く。そこで問う。

1. 山県市が1年間に行う「行政処分」の数は、おおよそで何件ほどか。

同様に市が「その他公権力の行使」と認識する行為の数は、おおよそ何件ほどか。

2. 次に、「市が『行政処分』と認識する行為」及び「市が『その他公権力の行使』と認識する行為」のそれぞれに対して、市民ら当事者からのクレームの件数はおおよそ何件ほどか。

さらに、そのクレームが法令に従い受理され、対応された件数、その結果の概要はどのようなか。

3. 具体的なケースで確認する。

私は、今年2月20日づけで、市の新年度予算関係の文書を情報公開請求した。

市長は、3月6日付けの部分公開「処分」で、条例1号及び4号に該当するとして、書類の一部を黒く「墨塗り」した。私は点検して、一部の民間会社の社員の情報はともかく、他の非公開部分は間違っていると判断した。

市側に話したところ、「検討して、差し替えます」との説明もあり、異議申し立てしなかった。

ここで大事な問題は、黒い墨塗り書類をクリアな元の書類に差し替えるか否か、そんなことではない。処分とその内容が間違っていたのだから、まず、当初の3月6日付けの市長の処分を変更、もしくは訂正する新たな処分が必要であること、それによって初めて、差し替えが可能になる、ということである。

権利回復とは、「まず処分の誤りを処分として認めること」、「次に具体的に対処すること」である。

しかし、3ヶ月経過していまだに処分の変更もしくは訂正につき、私はなんら通知されていない。

事実関係はこれでよいか。

4. ところで、行政不服審査法の規定で、異議申し立てできるのは処分のあったことを知った日から60日以内とされている。即ち、私の異議申し立てできる権利は5月上旬に消滅した。

今となっては、行政事件訴訟法が定める6ヶ月以内の提訴、つまり9月上旬までに岐阜地方裁判

所に山口市を被告として行政訴訟を提起し、判決をもらわない限り私の違法に侵害された情報公開を請求し公開を受ける権利は回復しない。この認識でよいのか。

5. この間の経緯についての市当局の見解はどのようなか、またこのようになった理由をどう釈明するのか。経過からすれば、市全体として、市民(国民)の権利侵害に直結する「行政処分」についての認識が不十分、あるいは甘かったのではないか。

6. 元に戻って、一般市民の方が、市の「行政処分」や「公権力の行使」に対して「納得できない」と主張しても、市に聞き入れられているか、先の事例から推測すれば、私は強い不安をいだかざるを得ない。

市には、一般市民の「納得できない」との声に真摯に対応する意識及び認識があるか否か。

以上

※ (前記の具体的なケースの経過)

私は、今年2月20日付けで、市の新年度予算関係の予算要求や査定書類、添付資料、見積書などを情報公開請求した。市長は、3月6日付けで該当する文書を公開した。そのうち一部の書類については、「個人情報(条例1号の非公開理由)」及び「法人・事業者情報(同4号)」にあたるとして、書類の一部を黒く「すみ塗り」してきた。

私が書類を点検すると、一部の民間会社の社員の氏名や印影は現在の最高裁判例からすれば「個人情報として非公開が妥当」とされるが、他の非公開部分は間違っていると判断した。

私は3月11日に、総務部長にその旨を話したところ、後日、「差し替えます」とのことだった。しかし、その後、担当の説明は後ろ向きだった。

私は、違法な処分と判断する箇所別に、「異議申立書」の原型をすぐに作った。なぜかといえば、最近、山口市の情報公開が後ろ向きになっていると感じていたこともあったからだ。

その後、副市長から異議申立などしなくても、差し替えますとの話もあった。

4月に、次の担当から、指摘は全部そのとおりなので差し替えます、とのことだった。

● 行政不服審査法 (この法律の趣旨) 第一条 この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民に対して広く行政庁に対する不服申立てのみちを開くことによって、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。

(定義) 第二条 この法律にいう「処分」には、各本条に特別の定めがある場合を除くほか、公権力の行使に当たる事実上の行為で、人の收容、物の留置その他その内容が継続的性質を有するもの(以下「事実行為」という。)が含まれるものとする。

2 この法律において「不作為」とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内になんらかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきにもかかわらず、これをしないことをいう。

(審査請求期間) 第十四条 審査請求は、処分があつたことを知った日の翌日から起算して六十日以内に、しなければならない。

(異議申立期間) 第四十五条 異議申立ては、処分があつたことを知った日の翌日から起算して六十日以内にしなければならない。

● 行政事件訴訟法 (出訴期間) 第十四条 取消訴訟は、処分又は裁決があつたことを知った日から六箇月を経過したときは、提起することができない。